

令和8年3月25日宣告 東京地方裁判所刑事第3部宣告

令和7年特(わ)第4056号 地方公務員法違反被告事件

主 文

被告人を懲役1年6月に処する。

未決勾留日数中50日をもその刑に算入する。

この裁判確定の日から3年間その刑の執行を猶予する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、警視庁組織犯罪対策部暴力団対策課に所属する警察官として、暴力団その他犯罪組織に係る犯罪の取締り等の職務に従事していたものであるが、同課が捜査中のスカウトグループAの代表者であるBに対する東京都暴力団排除条例違反被疑事件等に関し、

第1 令和7年4月30日午後6時52分頃、東京都板橋区内又はその周辺において、前記Aの関係者に対し、自己の携帯電話機にインストールしていたアプリケーションソフト「Chat Alpha」を使用して、捜査用カメラ設置承認を閲覧して入手した捜査用カメラ1台の撮影画像を送信して同捜査用カメラ1台の撮影対象場所及び撮影範囲を教示し、

第2 同年5月4日午後3時41分頃から同日午後3時42分頃までの間、東京都板橋区内又はその周辺において、前記Aの関係者に対し、前記「Chat Alpha」を使用して、前同様の方法で入手した捜査用カメラ5台の撮影画像等を送信して同捜査用カメラ5台の撮影対象場所及び撮影範囲を教示し、

第3 同年7月29日午後6時18分頃、東京都板橋区内又はその周辺において、前記Aの関係者に対し、前記「Chat Alpha」を使用して、前同様の方法で入手した捜査用カメラの撮影対象場所23か所について、その住所等を記載した一覧表を送信して教示し、

もってそれぞれ職務上知り得た秘密を漏らした。

(量刑の理由)

被告人は、本件当時、現職の警察官として捜査に従事し、事件の捜査情報を厳格に保持すべき立場にあったにもかかわらず、3回にわたり、捜査用カメラの撮影対象場所や撮影範囲という高度の秘密性を有する捜査情報を漏えいしたものであり、警察官の職務の公正に対する社会の信頼を大きく損なう犯行である。本件の捜査対象が大規模かつ違法なスカウト組織であり、その摘発が強く要請されていたことにも照らすと、本件犯行による社会的影響の大きさは看過できない。犯行に至る経緯や動機の詳細は明らかではないが、職場での待遇に不満があり自暴自棄になった、捜査対象との関係を維持する目的もあったなどという被告人の供述を前提としても、特に酌量できる点はなく、厳しい非難を免れない。

以上によれば、被告人の刑事責任は同種事案の中でも重い部類に属する。

その他の事情として、被告人が事実を認めて反省の態度を示し、漏えい先の組織との関係を断ち切ると約束していること、前科前歴がないことなどを考慮すると、被告人を主文の刑に処した上、その刑の執行を猶予するのが相当であると判断した。

(求刑—懲役1年6月)

令和8年3月25日

東京地方裁判所刑事第3部

裁判官 寺 尾 亮